



[本文へ](#)
[English](#)
[文字拡大・読み上げ](#)
[利用者別に調べる](#)
[サイトマップ](#)

[ホーム](#)

[税の情報・手続・用紙](#)

[刊行物等](#)

[法令等](#)

[お知らせ](#)

[国税庁等について](#)

[ホーム](#) / [刊行物等](#) / [パンフレット・手引](#) / 地方法人税の税率の改正のお知らせ

地方法人税の税率の改正のお知らせ

平成28年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」により、地方法人税の税率が改正されました。改正後の税率については、同年11月28日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）」により、令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度から適用することとされました。

改正の概要

地方法人課税の偏在是正のため、法人住民税法人税割の税率を5.9%引き下げる（都道府県分を3.2%から1%の2.2%、市町村分を9.7%から6%の3.7%、それぞれ引き下げる）とともに、地方法人税の税率を5.9%（引下げ分相当）引き上げることとされました。

改正前後の地方法人税の税率

課税事業年度	地方法人税の税率
令和元年10月1日前に開始した課税事業年度	4.4%
令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度	10.3%

確定申告について

地方法人税確定申告書については、法人税確定申告書と一つの様式にしていますので、法人税申告書別表一から別表一の三までの各様式を使用してください。

なお、平成31年4月1日以後終了課税事業年度分の申告書様式は、改正前後に対応させるために「4.4%」と「10.3%」の両方の税率を記載していますので、使用する税率にご注意下さい。

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [刊行物等](#) / [パンフレット・手引](#) / 地方法人税の税率の改正のお知らせ

税の情報・手続・用紙

- 税について調べる
- 申告手続・用紙
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
- お酒に関する情報
- 税の学習コーナー

法令等

- 税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）
- 法令解釈通達
- その他法令解釈に関する情報
- 事務運営指針
- 国税庁告示
- 文書回答事例
- 質疑応答事例

国税庁等について

- 国税庁の概要
- 組織（国税局・税務署等）
- 採用情報
- 国税庁の実績評価
- 審議会・研究会等
- 情報公開

刊行物等

- パンフレット・手引

利用者別情報

- 個人の方

別表一 各事業年度の所得に係る申告書（内国法人の分）…令二・四・一以後終了事業年度等分

令和 年 月 日 税務署長殿		納税地 電話() -	法人区分 事業種目 事業現在の本金の額又は前資金の額 同非区分 旧税務局及び 旧法人名等 添付書類	青色申告 一連番号 整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日 送附日印 確認印 庁指定 局指定 指導等 区分 申告区分 法人税
-------------------	--	----------------	---	---

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
令和 年 月 日 (中間申告の場合の計算期間) 令和 年 月 日 H

翌年以降送付要件 () 適用期開始書提出の有無 () 税理士法第30条の書面提出有 () 税理士法第33条の2の書面提出有 ()

		十億	百万	千	円	
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「48」①)	1				
	法人税額 (53) + (54) + (55)	2				
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3				
	差引法人税額 (2) - (3)	4				
	還付給税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の合計額	5				
	課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(二)「26」)	6			000	
	同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7				
	課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8			000	
	同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9				
	法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10			00	
	分限対象外特定受取戻り引当金等社会保険等負担金等負担金の控除額 (別表五(五)「17」+別表五(五)「18」)	11				
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12				
	控除税額 (11) - (11) - (12) + (15)のうち大きい金額	13				
	差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	14			00	
	中間申告分の法人税額	15			00	
	差引控除(中間申告の場合はその法人税額)税額とし、マイナスの場合は(26)へ記入	16			00	
この申告書による地方法人税額の計算	課税標準の法人税額 (4) + (5) + (7) + (9) + (11) + (12) + (13)	33				
	課税標準の法人税額 (9)	34				
	課税標準法人税額 (33) + (34)	35			000	
	地方法人税額 (58)	36				
	課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	37				
	所得地方法人税額 (36) + (37)	38				
	分限対象外特定受取戻り引当金等社会保険等負担金等負担金の控除額 (別表五(五)「17」+別表五(五)「18」)	39				
	外国税額の控除額 (別表六(二)「50」)	40				
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41				
	差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42			00	
	中間申告分の地方法人税額	43			00	
	差引控除(中間申告の場合はその地方法人税額)税額とし、マイナスの場合は(45)へ記入	44			00	
	控除税額の計算	所得税の額 (別表六(一)「6」③)	17			
		外国税額 (別表六(二)「20」)	18			
		計 (17) + (18)	19			
		控除した金額 (13)	20			
控除しきれなかった金額 (19) - (20)		21				
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)		22			0	
同上 (別表三(二)「28」)		23			0	
同上 (別表三(三)「23」)		24			00	
所得税額等の還付金額 (21)		25				
中間納付額 (15) - (14)		26				
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27					
計 (25) + (26) + (27)	28					
この申告による所得金額又は欠損金額 (60)	29					
この申告により納付すべき法人税額又は還付請求税額 (65)	30			00		
欠損金又は災害損失等の当座控除額 (別表七(一)「4」+別表七(二)「9」若しくは別表七(三)「10」)	31					
翌年へ繰り越す欠損金又は災害損失等 (別表七(一)「5」の合計)	32					
この申告による還付金額 (43) - (42)	45					
この申告に対する法人税額 (65)	46					
課税留保金額に対する法人税額 (69)	47					
課税標準法人税額 (70)	48			000		
この申告により納付すべき地方法人税額 (73)	49			00		
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額						
残余財産の最終の分配又は引渡しの日	令和 年 月 日	決算確定の日	令和 年 月 日			
還する金額欄等	銀行 本告・支店 金庫・組合 出張所 農協・信協 本所・支所 郵便局名等	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号				
※税務署処理欄						

税理士 署名 押印 (印)

事業年度等	.	.	法人名
-------	---	---	-----

法人税額の計算							
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)		50	000	(50)の15%又は19%相当額		53	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$		51	000	(51)の22%相当額		54	
その他の所得金額 (1)-(50)-(51)		52	000	(52)の19%又は23.2%相当額		55	
地方法人税額の計算							
所得の金額に対する法人税額 (33)		56	000	(56)の4.4%又は10.3%相当額		58	
課税留保金額に対する法人税額 (34)		57	000	(57)の4.4%又は10.3%相当額		59	
この申告が修正申告である場合の計算							
法人 申告 額の 計算	この 申告 前の 額の 計算	所得金額又は欠損金額	60		所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61		課税留保金額に対する法人税額	69	
		課税留保金額	62		課税標準法人税額 (68)+(69)	70	000
		法人税額	63		確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外	中間還付額	72	
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16)-(63)若しくは(16)+(64)又は(64)-(28)	65	外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73
この申告前の	この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額 (44)-(71)若しくは(44)+(72)+(73)又は((72)-(45))+((73)-(45の外書)))	74	00
		翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67				